

エバーニュース

# EVER NEWS

vol.19 平成27年10月18日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 刑事事件手続について（その1）
- 無料相談会のご案内
- [連載] 行政手続の概要について
- 料金のご案内／事務所のご案内



## 刑事事件手続について(その1)

一般の方が刑事事件に関わることは少ないと思いますが、交通事故で自分やご家族が加害者になってしまう可能性もあります。以下、自動車で人身事故を起こしてしまった場合を念頭に述べます。

犯罪の疑いがある人を被疑者といいます。被害者の怪我が軽傷の場合、被疑者は、在宅事件として警察から事情聴取を受けることが多いですが、重傷や死亡の場合、また飲酒やひき逃げの場合には逮捕されることもあります。逮捕後は48時間以内に身柄が検察官に送致され、検察官は24時間以内に裁判所に勾留の請求をします（これが認められないことはあまりありません）。勾留とは逮捕に続く身柄の拘束処分です。まずは10日間、さらに最大10日間の延長があり、その間、捜査機関による取調べ等がなされます。そして、満期に検察官は事件を起訴（刑事裁判にかけること）するか不起訴とするかを決めます。起訴されて正式裁判となった場合には、引き続き勾留がなされる場合が多いです。

では、加害者側の立場としてどのように対応できるのでしょうか。まず、刑事手続に捜査機関以外で直接関与できるのは、弁護士（弁護人という呼び方をしますが）しかいません。ご家族は、逮捕後の勾留中、被疑者と面会をすることができますが、接見禁止という処分を受けている場合には面会はできません。弁護士が被疑者本人やご家族から依頼を受けると速やかに被疑者と面会し（弁護人は面会の制限がありません）、事件を認めるか争うかの方針を決めます。認める場合、被害者との示談交渉、社会復帰の環境調整等を行い、不起訴あるいは略式裁判（罰金納付とともに即座に身柄が解放）で済むように活動します。残念ながら正式裁判となった場合にも、被告人（裁判での呼び方です）の不利益が最小限となるよう、示談交渉等を継続します。争う場合には、被疑者に有利な材料を探したり、検察官に対する意見表明・指摘等、不起訴に向けた活動を行います。

自動車事故の場合には賠償額が大きくなるため任意保険の有無が示談に大きく影響しますが、保険会社が被害者との直接交渉を禁じることがあり、その結果、被害者側の感情を害し、後の刑事裁判において不利な情状として扱われることがあります。民事の賠償問題と刑事裁判とは別の問題であり、後者には保険会社は関与しませんので、事件が起きてしまった場合には速やかに弁護士にご相談されることをお勧めします。

### Information

#### 無料相談会のご案内

平成27年10月20日(火)、10月29日(木)、11月6日(金) のいずれも  
午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を





# 事業者の方へ 行政手続の概要について

宅地建物取引業や建設業など許認可業種における許認可や不動産に対する固定資産税の賦課など、行政庁により直接国民の権利義務を形成し、またその範囲を確定することが認められている行為を「行政処分」といいます。この行政処分が適切になされている場合はよいのですが、間違った扱いや不適切な扱いがなされている場合には、それを是正するための措置が制度化されています。

まず行政手続法という法律では、行政庁が行政処分を行う際の審査基準を定めること、不利益処分を課す際にはその理由を明示すること、「聴聞」といって処分対象者の意見を聞くことなどの手続保障が定められています。

次にこのような手続を経たにも関わらず、もし不当や違法な処分がなされた場合には、行政不服審査法という法律に基づく異議や審査請求の申立て、さらに行政事件訴訟法という法律に基づく取消等の訴訟ができます。

また、殊に許認可業種では、行政処分とは別に行政庁から行政指導というものがなされたり、(また、実際の行政処分の運用が上級庁の通達によってルールづけられている)場合があります。行政指導は建前上、指導や勧告、助言といった法律効果の生じないものを言い、(また通達も行政庁の内部ルールに過ぎないため、)行政処分ではないためそれ自体を争いにくいのですが、行政手続法では、行政指導に関して一般原則を定め、指導に従わなかったことを理由に不利益な取り扱いをしてはならないと定められています。そして、不当な行政指導に対しては、その法的要件の有無や事実上の影響の点から行政庁の対応については是正を求める余地があり、行政指導の中止を求めることもできます(平成26年改正)。

平成26年に行政手続法や行政不服審査法は改正されており、その内容については改めてエバーニュースで紹介します。なお、民間企業等が、将来行う事業活動の具体的な行為が特定の法令の規定の適用対象となるかにつき法令所管行政機関に予め書面で照会し、回答を得る手続として「法令適用事前確認手続」(日本版ノーアクションレター制度)があります。この手続は平成13年度から導入され、その後適用法令の範囲の拡大や照会者名を非公表とするなどの見直しが行われていますので、新たな事業展開の際には同制度の活用もご検討下さい。



# 料金のご案内

## 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

## 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

## 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）



●エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

**エバー総合法律事務所**（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

## 業務時間

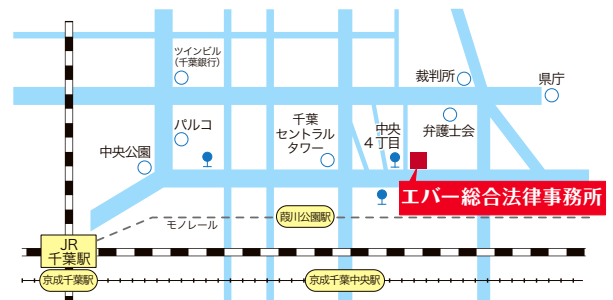
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

## ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。